

# 天使大学大学院学則

## 第1章 総 則

(設置の目的)

第1条 天使大学大学院は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところにより、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、カトリック精神に基づき「愛をとおして真理へ」に生き、知的、応用的及び専門的能力を發揮して、人間愛をもって社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(位 置)

第2条 天使大学大学院（以下「本大学院」という。）を、札幌市東区北13条東3丁目1番30号に設置する。

(自己点検及び評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究の向上を図り、第1条の目的を達成するため、学校教育法第109条の各項に定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、また、文部科学省の認証評価機関による評価を受けるものとする。

2 前項の自己点検及び評価並びに認証評価機関による評価に関する必要な事項は、別に定める

## 第2章 課程、学生定員及び修業年限等

(課程及び分野)

第4条 本大学院に、専門職学位課程、修士課程及び博士課程を置く。

2 専門職学位課程は助産基礎分野及び助産教育分野に区分する。

3 博士課程は前期及び後期の課程に区分する。前期の課程はこれを修士課程として取扱う。

(修業年限等)

第5条 本大学院専門職学位課程の修業年限等は次のとおりとする。

(1) 助産基礎分野の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない

(2) 助産教育分野の修業年限は1年6カ月とする。ただし、3年を超えて在学することはできない

2 本大学院修士課程及び博士前期課程の修業年限を2年とし、4年を超えて在学することはできない。ただし、看護学専攻修士課程の修業年限を1年以上2年未満の間とすることができる。

3 本大学院博士後期課程の修業年限を3年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により標準の修業年限を超えて、計画的に教育課程を履修し修了する制度（以下「長期履修学生制

度」という。)の適用を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項の取り扱いについては、別に定める。

(研究科、専攻、分野及び収容定員等)

第6条 本大学院に、次の研究科、専攻及び分野を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
助産研究科	助産専攻(専門職学位課程)	40人	80人
	(助産基礎分野)	(30人)	(60人)
	(助産教育分野)	(10人)	(20人)
看護栄養学研究科	看護学専攻修士課程	8人	16人
	栄養管理学専攻博士前期課程	3人	6人
	栄養管理学専攻博士後期課程	2人	6人

### 第3章 教員組織及び運営組織

#### 第1節 助産研究科

(授業担当教員)

第7条 本研究科における授業及び研究指導は、研究科の専任教員並びに臨床専任教員がこれを担当する。

2 必要に応じて兼担又は兼任の教員が授業を担当することがある。

(臨床専任教員)

第8条 前条第1項に定める臨床専任教員とは、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第1項及び第3項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年3月31日文部科学省告示第53号)第2条の規定により、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとされる者をいう。

2 臨床専任教員に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第9条 本大学院の研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、本研究科に関する事項を掌理する。

3 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科教授会)

第10条 本研究科の組織及び教育研究の指導並びに運営に関する事項を審議するため、研究科教授会(以下「教授会」という。)を置く。

- 2 教授会においては、次の事項を審議する。
  - (1) 授業科目、単位及び履修方法等の教育課程並びに研究計画に関する事項
  - (2) 授業担当教員の人事に関する事項
  - (3) 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
  - (4) 入学、休学、復学及び退学等学生の身分に関する事項
  - (5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
  - (6) 学則その他の規程の制定並びに改廃に関する事項
  - (7) 主要な施設設備計画及び予算に関する事項
  - (8) その他、研究科の運営に関する重要な事項
- 3 教授会の細部に関する必要な事項は、別に定める。

## 第2節 看護栄養学研究科

(授業担当教員)

第11条 本研究科における授業及び研究指導は、天使大学の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。

- 2 必要に応じて兼担又は兼任の教員が授業を担当することがある。

(研究科長)

第12条 本研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、本研究科に関する事項を掌理する。
- 3 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第13条 本研究科の組織及び教育研究の指導等に関する事項を審議するため、研究科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会においては、次の事項を審議する。
  - (1) 授業科目、単位及び履修方法等の教育課程並びに研究計画に関する事項
  - (2) 授業担当教員の人事に関する事項
  - (3) 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
  - (4) 入学、休学、復学及び退学等学生の身分に関する事項
  - (5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
  - (6) 諸規程の制定並びに改廃に関する事項
  - (7) 主要な施設設備計画及び予算に関する事項
  - (8) その他、本研究科の運営に関する重要な事項
- 3 委員会の細部に関する必要な事項は、別に定める。

## 第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定される休日

(3) キリスト降誕祭 12月25日

(4) 創立記念日 12月8日

(5) 夏期休業 7月25日から8月31日まで

(6) 冬期休業 12月20日から翌年1月14日まで

(7) 春期休業 3月16日から3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、教授会又は委員会の議を経て、前項の休業日を変更し又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要がある場合、教授会又は委員会の議を経て、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

## 第5章 入 学

(入学の時期)

第17条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。編入学及び転入学並びに再入学の場合も同じとする。ただし、教育上の支障が無いと認められる場合には、他の時期とすることができる。

(入学資格)

第18条 本大学院に入学することのできる者は、次項以下のとおりとする。

2 助産研究科助産専攻(専門職学位課程)

(1) 助産基礎分野

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)並びに関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。

① 学校教育法第83条の大学を卒業した者

② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者

③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者

⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 助産教育分野

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法並びに関係法令の定めるところによる助産師免許を取得し助産師としての実務経験が5年以上の者とする。

① 学校教育法第83条の大学を卒業した者

② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者

③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者

⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 看護栄養学研究科看護学専攻修士課程

(1) ホスピス・緩和ケア看護学コース

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法並びに関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、3年以上の実務経験を有する者とする。

① 学校教育法第83条の大学を卒業した者

② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者

③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者

⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 公衆衛生看護学コース

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法並びに関係法令の定めるところによる看護師並びに保健師免許を取得し、又は看護師並びに保健師国家試験受験資格を有する者とする。

① 学校教育法第83条の大学を卒業した者

② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者

③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
  - ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (3) 精神看護学コース

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ保健師助産師看護師法並びに関係法令の定めるところによる看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有する者とする。

- ① 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- ③ 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- ⑥ その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 看護栄養学研究科栄養管理学専攻博士前期課程

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ栄養士法（昭和22年法律第243号）並びに関係法令の定めるところによる栄養士免許を取得した者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の定めにより学士の学位を授与された者
- (3) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の定めにより、専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- (6) その他、本研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

5 看護栄養学研究科栄養管理学専攻博士後期課程

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条の定めにより、次の各号の一に該当する者とし、かつ栄養士法並びに関係法令の定めるところによる管理栄養士の資格取得者（取得見込み者を含む）とする。

- (1) 学校教育法第104条第1項の定めにより、修士の学位を授与された者
- (2) 学校教育法第104条第4項第2号の定めにより、修士の学位を授与された者
- (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 昭和28年文部省告示第5号により、文部科学大臣の指定した者
- (5) その他、本研究科において修士の学位と同等以上の学力があると認められた者  
(入学の出願)

第19条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書  
その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 その他入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第22条 他の大学院に1年以上在学して退学した者で、本大学院への編入学を志願する  
者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、2年次に入学を許可することが  
ある。

(転入学)

第23条 他の大学院に在学している者で、本大学院に転入学を希望する者があるときは、  
欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当の学年に転入学を許可することがある。

2 転入学を志願する者は、現に在籍している大学院の学長の許可書を提出しなければな  
らない。

3 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第24条 本大学院を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、選考のう  
え、相当の学年に再入学を許可することがある。

2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

## 第6章 単位及び履修方法等

(授業科目及び単位数)

第25条 本大学院に開設する授業科目は、講義、演習及び実習とし、授業科目名及び単  
位数は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。

(教育方法の特例)

第25条の2 大学院の課程において、教育上必要があると教授会又は委員会が認めた場  
合には、夜間及びその他の特定の曜日・時間又は時期において授業又は研究指導を行う  
等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容  
をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授  
業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする

(3) 実習については、45時間の授業をもって1単位とする

(単位の授与及び成績)

第27条 授業の成績評価は、試験その他の方法によって授業科目の担当教員が行う。

2 授業科目の成績は、A、B、C及びDの4種の評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

3 前項で合格と判定された授業科目について、学長は単位を授与する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において修得した単位若しくは科目等履修生の制度により修得した単位を本大学院の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 前項の規定により認定することのできる単位数は、次のとおりとする。

(1) 助産研究科助産専攻(専門職学位課程)については15単位以下

(2) 看護栄養学研究科看護学専攻修士課程及び看護栄養学研究科栄養管理学専攻博士前期課程については10単位以下

3 単位認定に関する必要な事項は、別に定める。

(履修規程等)

第29条 この章に定めるもののほか、履修の方法、授業科目の概要、授業の方法、年間授業計画及び学修評価の基準並びに科目履修の認定の取扱い等については、履修規程等により別に定める。

## 第7章 休学、復学、退学、転学及び除籍

(休学)

第30条 疾病その他特別の事由により引き続き2ヵ月以上修学することができない者は、教授会又は委員会の議を経て学長が休学を許可することができる。

2 休学の期間は当該年度末までとし、専門職学位課程、修士課程及び博士前期課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることはできない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、教授会又は委員会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

4 休学期間は、第5条の修業年限並びに同条第3項の在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、教授会又は委員会の議を経て学長が復学を許可する。

2 復学の時期は、次の学期の始まりでなければならない。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、教授会又は委員会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第33条 他の大学院への入学又は転入学を希望する者は、教授会又は委員会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、教授会又は委員会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (2) 第5条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第30第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 他の大学院に籍を置く者
- (5) 長期にわたり行方不明の者

## 第8章 課程修了及び学位授与

### (課程修了の所定単位)

第35条 本大学院における授業科目の履修については、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の定めるところに従い、課程・専攻により次のとおりの単位を修得しなければならない。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 助産研究科助産専攻（専門職学位課程）     | 56単位以上 |
| (2) 看護栄養学研究科 看護学専攻修士課程     | 34単位以上 |
| (3) 看護栄養学研究科 栄養管理学専攻博士前期課程 | 30単位以上 |
| (4) 看護栄養学研究科 栄養管理学専攻博士後期課程 | 18単位以上 |

### (課程修了の認定)

第36条 専門職学位課程の修了要件は、助産基礎分野にあつては本大学院に2年以上、助産教育分野にあつては1年6カ月以上、修士課程及び博士前期課程の修了要件は、修士課程にあつては本大学院に2年以上若しくは1年以上、博士前期課程にあつては本大学院に2年以上在学し、前条の定めるところに従い必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う修士論文の審査又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者は、教授会又は委員会の議を経て、学長が助産修士又は修士の学位を授与する。ただし、修士課程（第5条第2項ただし書き該当者を除く）及び博士前期課程の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、前条に定めるところに従い必要単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとし、合格した者には、委員会の議を経て、学長が博士の学位を授与する。ただし、博士後期課程の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年（博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院の博士課程を経ることなく、博士の学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ本大学院の博士課程を修了した者と同等の学力を有すると認められた者に対して、委員会の議を経て、学長が授与する。
- 4 学位に関する必要な事項は、別に定める。

### (資格の取得)

第37条 本大学院専門職学位課程助産基礎分野において修了要件を満たした者は、保健師助産師看護師法に基づき、助産師国家試験受験資格を取得する。

- 2 本大学院看護栄養学研究科栄養管理学専攻博士前期課程において修了要件を満たし、

別表第5に定める教育職員免許状授与の所要資格を取得した者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づき、栄養教諭専修免許状が授与される。

- 3 本大学院看護栄養学研究科看護学専攻修士課程に、日本看護系大学協議会の定めに基づく専門看護師教育課程を含む。

## 第9章 賞 罰

（表彰）

第38条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会又は委員会の議を経て学長が表彰することができる。

- 2 学生の表彰に関する必要な事項は、別に定める。

（懲戒）

第39条 本大学院の規則に違反した者又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会又は委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

## 第10章 健康管理

（健康管理）

第40条 本大学院に健康管理者をおき、学生の健康管理を行う。

- 2 健康診断、健康相談、疾病予防その他の保健衛生に関する必要な事項は、別に定める。

## 第11章 研究生、科目等履修生及び委託生

（研究生）

第41条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会又は委員会の議を経て学長が研究生として許可することができる。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合には、教授会又は委員会の議を経て学長がその期間を更新することができる。

（科目等履修生）

第42条 本大学院学生以外の者で、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する

者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、教授会又は委員会の議を経て学長が科目等履修生として許可することができる。

(委託生)

第43条 本大学院において、他の大学、研究機関若しくは団体等から派遣され、授業科目の聴講又は特定の研究課題についての研究を行う者の委託があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、教授会又は委員会の議を経て学長が委託生として受入れを許可することができる。

(細部規定の委任)

第44条 この章に規定する研究生、科目等履修生及び委託生の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

## 第12章 入学金及び授業料等

(入学金、授業料等の金額)

第45条 入学金及び授業料・施設設備費・実験実習費（以下「授業料等」という。）の金額は、別表第6のとおりとする。

2 長期履修学生制度に関する授業料等については、別に定める。

(授業料等の納付)

第46条 授業料等は、別に定める期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、学長の許可を得て延納又は分納することができる。

(学年途中で課程修了する者の授業料等)

第47条 学年の途中で課程を修了する者は、当該期分の授業料等を納付するものとする。

(退学及び停学等の場合の授業料等)

第48条 学期の途中で退学する者、退学若しくは停学を命じられた者又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第49条 休学を許可され又は命じられた者については、休学期間中の授業料等を免除する。

(復学等の場合の授業料等)

第50条 学年の中途において復学した者はその月から学期末まで、また、入学した者は当該期の授業料等を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第51条 経済的理由によって、授業料等の納付が困難であると認められる場合には、別に定めるところにより、授業料等の全部若しくは一部を免除し又は徴収を猶予することがある。

(研究生及び科目等履修生等の授業料等)

第52条 研究生、科目等履修生及び委託生の入学検定料、授業料等及び委託料については、別に定める。

(納付金の取扱い)

第53条 納付した入学検定料及び入学金は返還しない。

- 2 入学検定料、入学金及び授業料等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

### 第13章 奨学制度

(奨学制度)

第54条 修学の熱意があるにもかかわらず、災害、その他家庭状況等経済的事由により修学が困難な者を奨学生と認め、奨学金を貸与又は給付することがある。

- 2 奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

### 第14章 名誉教授・客員教授

(名誉教授)

第55条 本大学院に、名誉教授を置くことができる。

- 2 名誉教授は、本大学院に多年にわたり勤務し、教育並びに学術研究上特に功績のあつた教授で、教授会又は天使大学教授会（以下「大学教授会」という。）の議を経て学長が発令する。
- 3 名誉教授に関する必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

第56条 本大学院に、客員教授を置くことができる。

- 2 客員教授は、本大学院の教育並びに学術研究の発展のため招聘した教授又は研究者等で、教授会又は大学院教授会の議を経て学長が任命する。
- 3 客員教授に関する必要な事項は、別に定める。

### 第15章 大学院事務組織

(事務)

第57条 本大学院に係る事務は、大学事務局において行う。

### 第16章 補 則

(改正)

第58条 学長は、本学則を改正するときは、教授会及び大学院教授会の議を経て学校法人天使学園理事長に上申しなければならない。

(細則その他)

第59条 本学則の施行にあたって必要な細則等は、教授会又は大学院教授会の議を経て別に定めることができる。

附 則

本学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2006年4月1日から施行する。

ただし、2006年3月31日以前に入学した助産研究科の学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2008年4月1日から施行する。

ただし、2008年3月31日以前に入学した学生については、従前の別表第1、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5を適用する。

附 則

本学則は、2009年4月1日から施行する。

ただし、2009年3月31日以前に入学した学生の別表第3及び別表第5の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2010年4月1日から施行する。

ただし、2010年3月31日以前に入学した助産研究科の学生の第25条別表第1及び第35条第1号の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、2011年4月1日から施行する。

ただし、2011年3月31日以前に入学した学生の別表第2、別表第3及び別表第5の運用については、なお従前の例による。